

2 総 則

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

三重県で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」は、「ときめいて人 かがやいて未来」のスローガンのもと、「県民力を集結する国体」、「創意工夫を凝らした国体」、「おもてなしの心を形にする国体」という3つの大きな柱を掲げ、スポーツを通じて人びとに夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感を高めるとともに、人と人、地域と地域の絆づくりが進み「活力に満ちた元気なみえ」につながる大会をめざして開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（5 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストレーションスポーツ（32 競技）

伊賀流手裏剣打スポーツ、ウォーキング、ウォークラリー、エアロビック、SSピンポン、カッターレース、かるた競技、カラーリング、キンボールスポーツ、クップ、健康体操、3B体操、シーカヤック、スタンドアップパドルボード、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ健康吹き矢、スポーツチャンバラ、スポーツウエルネス吹き矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タスポニー、チベットヨガ、ディスクゴルフ、日本拳法、パークゴルフ、パドルテニス、ビーチボールバレー、ビリヤード、ファミリーバドミントン、ペタンク、ユニカール、ラジオ体操

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場

(1) 正式競技・特別競技 (14 市、5 町：計 19 市町)

会 期	会 場 地
2021 年 9 月 25 日 (土) ～10 月 5 日 (火) 〔11 日間〕	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、 亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、菰野町、 明和町、大台町、紀北町、多気町
2021 年 9 月 4 日 (土) ～9 月 12 日 (日) 〔9 日間〕	四日市市、鈴鹿市、尾鷲市 ※ 水泳、体操競技会は上記会場で実施

(2) 公開競技 (3 市、2 町：計 5 市町)

会 期	会 場 地
2021 年 8 月 28 日 (土) ～9 月 19 日 (日)	松阪市、桑名市、名張市、朝日町、紀北町

(3) デモンストラレーションスポーツ (9 市、11 町：計 20 市町)

会 期	会 場 地
2021 年 4 月 18 日 (日) ～9 月 19 日 (日)	津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、志摩市、 伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、川越町、明和町、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2021 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 76 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第74回又は第75回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
[注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
[注]aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から本大会終了時（2021年10月5日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者とする。

る。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2006年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	———	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、

更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2021 年 8 月 19 日 (木) 【11 競 技】	水泳、ボート、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2021 年 9 月 2 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

ウ 三重とこわか国体各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負

担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円

(注) 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2021 年 9 月 2 日（木）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2022 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、栃木県 70 名以内、佐賀県及び滋賀県 40 名以内、青森県及び宮崎県 30 名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2021 年 9 月 2 日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

(2) 記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会、三重とこわか国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売され

ることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、**三重県**選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定め

られた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり 1,000 円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

18 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

〔注〕 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者。
- (2) 2021年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から大会終了時（2021年10月5日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から大会終了時（2021年10月5日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2021年4月30日以前から各競技会終了時（2021年10月5日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第74回及び第75回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2021年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学し

ている実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 75 回大会または第 76 回大会に参加した者が、第 77 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

三重とこわか国体 実施競技一覧

資料No.8-2

【正式競技:19市町 37競技】

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
陸上競技		全種別	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	飛込	全種別		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	水球	少年男子、女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーティスティックスイミング	少年女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	オープンウォータースイミング	男子、女子	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場	
サッカー		成年男子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
		少年男子	四日市市	四日市市中央陸上競技場	
				四日市市中央フットボール場	
				四日市大学第1グラウンド	
		女子	伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ	
			伊賀市	上野運動公園競技場	
テニス		全種別	四日市市	四日市テニスセンター	
				四日市ドーム	
ボート		全種別	大台町	奥伊勢湖漕艇場	
ホッケー		全種別	名張市	メイハンフィールド(名張市民陸上競技場)	
				名張市民ホッケー場	
ボクシング		成年男子、少年男子、成年女子	志摩市	阿児アリーナ	
バレーボール	6人制	全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
	ビーチバレーボール	少年男子、少年女子		津市安濃中央総合公園内体育館	
				津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
				津市御殿場海岸特設会場	
体操	競技	全種別	四日市市	四日市市総合体育館	
	新体操	少年女子			
	トランポリン	男子、女子			
バスケットボール		全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
				津市安濃中央総合公園内体育館	
				津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
レスリング		成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
セーリング		全種別	津市	津ヨットハーバー	
ウェイトリフティング		成年男子、少年男子、女子	亀山市	西野公園体育館	
ハンドボール		成年男子、成年女子	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館	
				三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館	
		少年男子	いなべ市	員弁運動公園体育館	
				いなべ市立北勢中学校体育館	
		少年女子	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
自転車	トラック・レース	成年男子、少年男子、女子	四日市市	四日市競輪場	
	ロード・レース		いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース	
ソフトテニス		全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場	
卓球		全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
軟式野球		成年男子	四日市市	四日市市霞ヶ浦第1野球場	
				四日市市霞ヶ浦第3野球場	
			鈴鹿市	石垣池公園野球場	
			名張市	メイハンスタジアム(名張市民野球場)	
			亀山市	西野公園野球場	
			伊賀市	上野運動公園野球場	

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
相撲		成年男子、少年男子	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	
馬術		成年男子、成年女子、少年	鈴鹿市	三重県馬術競技場	
フェンシング		全種別	鳥羽市	鳥羽市民体育館	
柔道		成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
ソフトボール		成年男子	明和町	明和町総合グラウンド	
				明和中学校第2グラウンド	
		成年女子	熊野市	山崎運動公園 くまのスタジアム	
				熊野スカイパーク球場	
		少年男子	志摩市	長沢野球場	
				長沢多目的広場	
ソフトボール		少年女子	紀北町	赤羽公園野球場	
				赤羽公園多目的グラウンド	
バドミントン		全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
弓道	近的	全種別	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館) 特設近的弓道場	
	遠的			名張中央公園特設遠的弓道場	
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別	津市	三重県営ライフル射撃場	
	BR・BP	少年男子、少年女子		津市一志体育館	
	CP	成年男子		三重県警察学校射撃場	
剣道		全種別	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	熊野市	山崎運動公園 多目的グラウンド	
		女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
	15人制	少年男子			
スポーツクライミング	リード	全種別	菰野町	菰野町体育センター南側グラウンド	
	ボルダリング			菰野町体育センター	
カヌー	カヌースプリント	全種別	四日市市	伊坂ダム特設カヌー競技場	
	カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター	成年男子、成年女子	松阪市、多気町	櫛田川特設カヌー競技場	
アーチェリー		全種別	松阪市	松阪市総合運動公園芝生広場	
空手道		全種別	四日市市	四日市市総合体育館	
クレー射撃		成年	伊賀市	三重県上野射撃場	
なぎなた		成年女子、少年女子	津市	津市久居体育館	
ボウリング		全種別	津市	津グランドボウル	
ゴルフ		成年男子	四日市市	四日市カンツリー倶楽部	
		女子	桑名市	桑名カントリー倶楽部	
		少年男子	鈴鹿市	鈴峰ゴルフ倶楽部	
トライアスロン		成年男子、成年女子	志摩市	志摩市浜島海浜公園特設会場	

※全種別は「成年男子、成年女子、少年男子、少年女子」

【特別競技:3市 1競技】

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
高等学校野球		硬式	津市	津球場公園内野球場	
			伊勢市	ダイムスタジアム伊勢	
		軟式	松阪市	三重県営松阪野球場	

【公開競技:5市町 5競技】

競技名	会場地	会場名	備考
綱引	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館)	
武術太極拳	桑名市	ヤマモリ体育館(桑名市体育館)	
パワーリフティング	朝日町	朝日町体育館	
ゲートボール	松阪市	松阪市総合運動公園多目的グラウンド	
グラウンド・ゴルフ	紀北町	赤羽公園野球場	
		赤羽公園多目的グラウンド	
		赤羽小・中学校運動場	

【デモンストレーションスポーツ:20市町 32競技】

競技名(50音順)	会場地	予定会場名	備考
伊賀流手裏剣打スポーツ	伊賀市	上野公園特設会場	
ウォーキング	尾鷲市	三重県立熊野古道センター周辺	
ウォークラリー	津市	津市一身体町周辺	
	度会町	宮リバー度会パーク周辺	
	御浜町	御浜町内特設会場	
エアロビック	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館	
SSピンポン	四日市市	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	
カッターレース	四日市市	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域	
かるた競技	明和町	いつきのみや地域交流センターほか	
カローリング	亀山市	東野公園体育館	
	大紀町	大宮中学校・大宮小学校	
キンボールスポーツ	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
クubb	尾鷲市	三重県立熊野古道センター	
健康体操	松阪市	さんぎんアリーナ	
3B体操	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
シーカヤック	志摩市	次郎六郎海岸	
スタンドアップパドルボード	志摩市	次郎六郎海岸	
スポーツ鬼ごっこ	亀山市	西野公園体育館	会場変更
スポーツ健康吹き矢	玉城町	玉城町立田丸小学校体育館	会場変更
スポーツチャンバラ	木曽岬町	木曽岬町体育館	
スポーツウエルネス吹き矢	津市	津市久居体育館	
ソフトバレーボール	川越町	川越町総合体育館	
ターゲット・バードゴルフ	名張市	名張市ターゲット・バードゴルフ場	
タスポニー	四日市市	四日市市総合体育館	
チベットヨガ	玉城町	玉城町中央公民館	
ディスクゴルフ	菰野町	菰野町大羽根運動公園周辺特設会場	会場変更
日本拳法	松阪市	松阪牛の里オーシャンファーム武道館	
パークゴルフ	東員町	東員町中部公園パークゴルフ場	
バドミントン	四日市市	四日市市霞ヶ浦体育館	
ビーチボールバレー	南伊勢町	南勢中学校体育館	
ビリヤード	亀山市	西野公園体育館	
ファミリーバドミントン	四日市市	四日市市総合体育館	
ベタンク	松阪市	嬉野グラウンド	
ユニカール	尾鷲市	東紀州くろしお学園おわせ分校体育館	会場変更
	亀山市	西野公園体育館	会場変更
ラジオ体操	紀宝町	紀宝町深田運動場	

三重とこわか国体 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「県委員会」という。)及び会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障がい者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を払うものとする。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式会場駐車場

総合開・閉会式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場の利用は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式

県委員会は、総合開・閉会式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

(2) 会場地委員会を組織していない市町にあっては、「会場地委員会」を「会場地市町」に読み替える。

三重とこわか国体 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、「第 76 回国民体育大会宿泊基本計画」に基づき、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」における正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び県内外の近隣市町の旅館等(以下、上記(1)と合わせ「宿舍」という。)を利用する。ただし、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等の利用は、選手・監督に限る。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)が設置する合同配宿本部が実施する。
- (2) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
 - ア 都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - イ 原則として、都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員、視察員、報道員等とは別にする。
- (4) 競技会役員及び競技役員の配宿は、できる限り同一、又は近隣の宿舍とする。
- (5) 和室の場合は、1 人につき 3.3 m²(2 畳)以上、洋室の場合は、1 人につきベッド 1 台、和洋室の場合は、上記を併せた条件で配宿する。

4 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

合同配宿本部は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、

宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

（３）宿泊申込人員

選手・監督及び都道府県選手団本部役員（以下「選手団」という。）の宿泊申込人員については、以下に示す人数を超える宿泊申込は認めない。

ア 選手・監督にあつては、種別（種目）別の参加人数

イ 都道府県選手団本部役員にあつては、編成人数

なお、上記の人数については、第 76 回国民体育大会実施要項（以下「実施要項」という。）で定められた人数とする。

（４）宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、合同配宿本部が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、合同配宿本部が定める申込期限までに行うものとする。

ウ 選手団については、宿泊申込が申込期限までに行われない場合、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

（５）宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、合同配宿本部が、決定する。

（６）宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに合同配宿本部に行うことを認めるものとし、この場合も、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

ウ 合同配宿本部が決定（指定）する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において、報告する。

5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。

(2) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。

ア 令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 9 月 13 日(月)10 時まで

イ 令和 3 年 9 月 21 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。

(3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この宿泊料金の範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備 考
		1 泊 2 食	素泊まり	
大会 参加者	税抜	4,500 円～15,000 円	3,150 円～10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950 円～16,500 円	3,465 円～11,550 円	

※ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

(4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿舎からの要請により、宿泊者が公衆浴場等を利用した時は、当該宿舎が入浴料を負担する。

(7) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1 泊 2 食料金)から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
大会 参加者	税抜	3,600 円～12,000 円	4,050 円～13,500 円
	税込 (10%)	3,960 円～13,200 円	4,455 円～14,850 円

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舍の指定する方法により、現地にて精算する。ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等のやむを得ない理由、並びに荒天・天災等（以下「荒天等」という。）による競技会（種目・種別）の中止により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申 出 区 分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舍への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舍と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申 出 区 分	宿泊取消料	備 考
競技会会期の短縮決定の当日又は競技敗退の当日	宿泊料金の 100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
競技会会期の短縮決定の翌日以降又は競技敗退の翌日以降	不 要	

ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。その精算方法は、原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可とする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

6 食事

(1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。

(2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会又は市町実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

7 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

(1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。

(2) 合同配宿本部は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 報道員及びその他関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(3) 会場地市町実行委員会を組織していない市町にあっては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。

第 77 回国民体育大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会（栃木県）
宿泊料金

スケート競技会及びアイスホッケー競技会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員の宿泊料金については、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金		備 考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000 円～13,000 円	4,200 円～9,100 円	通 常 の サ ー ビ ス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600 円～14,300 円	4,620 円～10,010 円	

※ 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※ 素泊まり料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

※ 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（注 1）宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいい、原則として 1 泊 2 食とする。ただし、欠食控除については、宿泊要項に定める。

（注 2）報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

**第 77 回国民体育大会（栃木県）
宿泊料金**

正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員の宿泊料金については、以下のとおりとする。

区分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	3,000 円～15,000 円	2,100 円～10,500 円	通 常 の サ ー ビ ス・奉仕料及び 冷暖房料を含む
	10%	3,300 円～16,500 円	2,310 円～11,550 円	

※ 1泊2食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※ 素泊まり料金は、1泊2食料金の 70%相当額とする。

※ 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（注 1）宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいい、原則として
1泊2食とする。ただし、欠食控除については、宿泊要項に定める。

（注 2）報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考に、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いいたします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することとも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（4）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもあると考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。
(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。(再掲)

(6) その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報(上記(3)1))について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておく

ことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

<参考ホームページ>

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）

令和 2 年 6 月 19 日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省・スポーツ庁
鹿児島県

第 75 回国民体育大会並びに第 20 回全国障害者スポーツ大会の
取扱いについて

第 75 回国民体育大会（以下「鹿児島国体」という。）並びに第 20 回全国障害者スポーツ大会（以下「鹿児島大会」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 鹿児島国体及び鹿児島大会は、今年秋には開催しない。
2. 鹿児島国体及び鹿児島大会は延期することとし、具体的な開催時期については、可能な限り早期の結論を得るべく、引き続き、調整・検討を継続する。

鹿児島国体・鹿児島大会を今年の秋に開催しない理由

- 鹿児島国体・鹿児島大会は、選手・監督だけで約3万人、観客を含めると延約80万人の来場を見込む全国的な大規模イベントであり、ワクチンの開発や治療方法が十分ではない状況の中、第2波・第3波の懸念や県内の医療体制等を踏まえると、大勢の人の移動に伴う感染拡大リスクが払拭されていないため、来県者や県民の安全確保を考えると、今年秋の開催は困難との判断があること。
- 4月時点で、鹿児島国体の都道府県予選会の約6割以上が延期や中止の検討をしており、その後、東北ブロック大会と九州ブロック大会を中止とするなど、通常通りの予選会やブロック大会の開催が困難であること。
- 4月時点で、鹿児島大会の都道府県予選会の約7割、ブロック大会の9割以上が延期や中止の検討をしており、通常通りの予選会やブロック大会の開催が困難であること。
- 鹿児島国体選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会から、都道府県予選会やブロック大会が開催されなければ、公平・公正な選手選考が困難であるとの意見が多数寄せられていること。
- 鹿児島大会選手団を派遣する都道府県・指定都市からは、選手選考を行っても選手自身から参加を辞退される可能性や感染症対策が十分に講じられ、安全・安心が確保されることが必要であるとの意見が多数寄せられていること。
- 緊急事態宣言下（5月25日全面解除）で選手の練習環境が著しく制限されていたことから、選手が準備不足で都道府県予選会やブロック大会に臨むことによる外傷・障害のリスクが大きいこと。
- 専門家（医師）からは、大勢の人が移動すること自体が感染拡大のリスクになり、約1年程度は、予選会・ブロック大会もある国体のような大規模スポーツイベントは、開催は困難である旨の助言。
- 鹿児島国体・鹿児島大会の開催により、国内において新型コロナウイルス感染症の拡大を誘引してはならないということ。

令和元年・2年度 国民体育大会委員会 名簿

2020.7.17 現在

No	役職名	氏 名	当協会役職等	所属団体等	検討小委員会
1	委員長	大野 敬三	常 務 理 事	千葉県スポーツ協会	○
2	副委員長	菊 幸一	学識経験者	筑波大学	○
3	副委員長	鈴木 浩二	学識経験者	日本水泳連盟	○
4	委 員	今井 純子	理 事	日本サッカー協会	
5	委 員	小野 力	理 事	神奈川県スポーツ協会	○
6	委 員	川原 貴	評 議 員	大学スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長	○
7	委 員	坂井 利郎	評 議 員	日本テニス協会	○
8	委 員	柴田 益孝	評 議 員	岐阜県スポーツ協会	○
9	委 員	飯坂 尚登	学識経験者	秋田県体育協会	○
10	委 員	秋山 克巳	学識経験者	全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主幹課長協議会 茨城県	
11	委 員	三戸 一嘉	学識経験者	埼玉県スポーツ協会	○
12	委 員	菅原 哲朗	学識経験者	キーストーン法律事務所弁護士	○
13	委 員	高橋 有紀子	学識経験者	日本バレーボール協会	
14	委 員	星野 一朗	学識経験者	日本オリンピック委員会 日本卓球協会	
15	委 員	松田 基子	学識経験者	大阪体育大学	○
16	委 員	松永 敬子	学識経験者	龍谷大学	○
17	委 員	三ヶ田 礼一	学識経験者	岩手県	○
18	委 員	森丘 保典	学識経験者	日本大学	○
19	委 員	山本 浩	学識経験者	日本陸上競技連盟	○
20	委 員	松本 俊一	開 催 県	鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局	
21	委 員	坂口 純弘	開 催 県	鹿児島県体育協会	
22	委 員	桑山 幸久	開 催 県	愛知県スポーツ局スポーツ課	
23	委 員	市岡 美咲	開 催 県	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課	
24	委 員	辻 日出夫	開 催 県	三重県国体・全国障害者スポーツ大会局	
25	委 員	村木 輝行	開 催 県	三重県スポーツ協会	
26	委 員	石松 英昭	開 催 県	栃木県国体・障害者スポーツ大会局	
27	委 員	小祝 章二	開 催 県	栃木県スポーツ協会	
28	オブザーバー	成瀬 幸宏		スポーツ庁競技スポーツ課	○

2020.7.17 現在

資料No.13-3

令和2年(2020年)度 国民体育大会委員会・国体検討小委員会等開催日程(予定)

月 日	時 間	会 場	会 議 名	出席者					備 考
				国体委員			競技運営部員	都道府県体協	
				正副委員長	検討小委員	国体委員			
令和2年(2020年) 5月14日(木)	14時	12階 大会議室	第1回国体検討小委員会	○	○				4/24(金) 第1回理事会 (文書提案) 文書提案
5月15日(金)	15時	14階 岸ルーム	臨時国民体育大会委員会 第1回都道府県体育・スポーツ協会国体連絡会議	○				○	文書提案 ※令和元年度会議の延期開催⇒中止
6月5日(金)	14時	14階 岸ルーム	第1回国体競技運営部会	○			○		6/4(木) 第2回理事会
6月11日(木)	11時 14時	12階 大会議室 14階 岸ルーム	第2回国体検討小委員会 第1回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○				6/19(金) 定時評議員会
7月17日(金)	13時 14時	12階 中会議室 12階 大会議室	第2回国体検討小委員会 第1回国民体育大会委員会	○	○				7/8(水) 第23回理事会 (文書提案) 7/31(金) 臨時理事会／定時評議員会 8/18(火) IH 総合開会式<群馬>
8月27日(木)	11時 14時	12階 大会議室 14階 岸ルーム	第3回国体検討小委員会 第2回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			【国体・本大会】鹿児島 会期前 9/12(土)～20(日) 本会期 10/3(土)～10/13(火)
11月13日(金)	14時	12階 大会議室	第4回国体検討小委員会	○	○				11/12(木) 第34回理事会
12月10日(木)	11時 14時	12階 大会議室 14階 岸ルーム	第5回国体検討小委員会 第3回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			
令和3年(2021年) 1月15日(金)	14時	12階 大会議室	第6回国体検討小委員会	○	○				1/14(木) 第45回理事会 【国体・冬季大会】 スケート・アイスホッケー(愛知・岐阜県) 1/27(水)～31(日) スキー(秋田県) 2/18(木)～21(日)
3月4日(木)	11時 14時	12階 大会議室 14階 岸ルーム	第7回国体検討小委員会 第4回国民体育大会委員会	○ ○	○ ○	○			3/5(金) 第56回理事会
3月17日(水)	10時	グランドプリンスホテル高輪	第2回都道府県体育・スポーツ協会国体連絡会議	○				○	3/17(水) 加盟団体代表者会議 秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式

・国体委員懇談会等については必要に応じて開催。